

# 令和 2 年度 上 半期 指定管理者管理運営状況シート

## 1. 施設の概要

施設名	みやこ園	所管課	障がい福祉課
所在地	岐阜市都通2丁目23番地		
指定管理者名	社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団		
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで		
選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募		
料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 利用料金 <input type="checkbox"/> 料金徴収なし		
指定管理委託料(年額)	平成29年度 86,530,000円 平成30年度 87,830,000円 令和元年度 89,619,249円 令和2年度 85,603,943円 令和3年度 86,303,943円		
施設の設置目的	障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練に係る支援を提供する		
施設概要	◇構造:鉄筋耐火構造5階建 5階建のうち3階及び5階の一部 ◇延床面積:606.61㎡ ◇施設内容:訓練・検査室、医務室(診察室)、浴室、便所、事務室、倉庫、更衣室		

## 2. 利用状況

		R2 上半期	R1 下半期	R1 上半期	H30 下半期	H30 上半期
利用者数(単位:人)		2,132	3,108	3,152	3,509	3,016
各室稼働状況(人)	医務室(診察室)	220	245	314	274	281
	訓練・検査室	1,912	2,863	2,838	3,235	2,735

## 3. 業務の履行確認

区分	確認事項	履行状況
利用者サービス	①開園日・開園時間の遵守 ②適切な人員配置 ③広報の方策 ④苦情への対応	①岐阜市福祉型児童発達支援センター条例施行規則第5条別表のとおり履行。 ②管理者1名(指導員兼務)、児童発達支援管理責任者1名、相談支援専門員4名(兼任4)、言語聴覚士5名、児童指導員1名、保育士2名、訪問支援員5名(兼務5)、事務員1名 ③鳩時計Ⅱ、情報誌「共に」月1回発行。ホームページ刷新に向けて、事業団内の検討委員会にて進行中。早期発見啓蒙ポスターを児童発達支援事業所等へ研修時に配布。 ④苦情箱設置。「岐阜市社会福祉事業団苦情解決に関する事業実施要綱」に基づき、解決のしきみを取っている。ポスター掲示と年度当初の告知。
自主事業・提案事業	①岐阜県難聴幼児地域療育等支援事業の実施	①上期36件実施。診療部門で聴覚障がいの診断後、療育機関を決定するまで相談を繰返した他に、重複障害ケースで継続的支援が必要な方をフォローした。
施設管理	①日常・定期清掃業務 ②警備業務 ③自動ドア保守点検 ④空調設備保守点検 ⑤消火設備保守点検 ⑥電気設備保守点検 ⑦昇降機保守点検 ⑧害虫駆除業務	①日常・定期清掃業務 トイレ、フロア清掃毎日1回、ワックス月1回。ガラス清掃年2回(7/5実施) ②夜間警備毎日午後9時、警備会社による巡回 ③なし ④空調設備毎日点検 ⑤消火設備点検年2回(9/19実施) ⑥電気設備点検月1回 ⑦昇降機点検月2回 ⑧害虫駆除(6/16調査実施)
施設修繕	下記の観点からの修繕実施状況 ・迅速な修繕の実施 ・指定管理者のノウハウを生かした修繕・整備	・心理言語検査室窓の鍵を修理(1か所) ・3階トイレの網戸の張替え
危機管理・法令遵守	①個人情報の保護 ②非常時の対応策 ③関係法令の遵守	①岐阜市社会福祉事業団個人情報保護規程の遵守。 ②土砂災害、水害を含めた避難確保計画に沿った備蓄品整備 消費期限の確認/入替 ・避難訓練毎月実施 福祉健康センター全体での訓練(7/3) (コロナ対応のため、代表者数名で実施) ・民間警備会社への非常通報装置設置 ③児童福祉法等の関係法令を遵守すべく、職員にその旨周知

#### 4. 利用者評価

利用者アンケートの実施状況	上半期は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための休園期間があったため、きこえクラス、ことばクラス共に8～9月に実施した。 きこえクラス、ことばクラスそれぞれで療育の形態が異なるため、別用紙を用いて実施した。
利用者アンケートの実施結果	別紙(きこえクラス、ことばクラス、それぞれに実施)
利用者からの要望・苦情と対処・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナの影響で託児も困難な状況となり、講演会を延期、養育者講座は中止をしたため、講座再開の要望があった。新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、対策をして再開することを検討していきたい。また今後に向けて、新たな開催の形も検討したい。</li> <li>・駐車場について、料金や場所等についての満足度が低い。安全面については、職員が付き添う等、必要な対策をすることになっている。場所や料金については今後も継続課題とし、理解を得ていく。</li> </ul>

#### 5. 指定管理者の選定基準に基づく評価

区分	選定基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価		
				指定管理者	所管課	評価委員会
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	・施設を広く周知するため、保健所、医療機関、学校などへ広報・啓発を実施。	A	A	A
		情報公開、広報の方策	・指定管理者が発行する機関誌による広報。 ・指定管理者が定めた「情報公開規程」に基づき対応。	A	A	A
		区分評価				A
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること	既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	・ことば遅れケースへの体験療育の実施と対象の拡大 ・在園生の通う保育園・幼稚園を訪問し、先生方に関わり方のアドバイス。卒園生への継続的フォローの実施	A	A	A
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	・保護者との懇談を行い、要望を把握する。 ・指定管理者が作成した「苦情解決に関する事業実施要綱」に基づき対応	A	A	A
		利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモーション、設備の整備など)	・外部研修で学んだ知識、情報、技術を職員間で共有する。 ・聴覚障がい児教育の専門家から日頃の療育のアドバイスを受ける内部研修の継続実施	A	A	A
		利用促進、利用者増の方策	・指定管理者が発行する機関誌による広報 ・早期発見ポスターの配布 ・体験療育の実施	C	C	C
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	・利用者へのアンケートを実施	A	A	A
		施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置	・言語聴覚士等の専門職員の配置	A	A	A
		区分評価				A

区分	選定基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価		
				指定管理者	所管課	評価委員会
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	収支計画の妥当性	・収支計画に沿った運営	A	A	A
		管理経費縮減の具体的方策	・講演会等の行事に関する事務通信費の縮減 ・節水及び節電による光熱水費の縮減	A	A	A
		スタッフ配置の妥当性(無理はないか)	・児童発達支援センターとしての最低基準	A	A	A
		区分評価			A	
安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	経営基盤の安定性	・民事再生法や破産法に基づく再生／破産手続き開始の申立てをしていない。 ・法人市税等の滞納がない。	A	A	A
		組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等	・言語聴覚士等の専門性をもった職員を配置	A	A	A
		スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制	・管理者、チームリーダー、主任スタッフを配置し、スタッフの監督、指導、育成を実施	A	A	A
		スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策	聴覚障がい児教育の専門家による職員研修実施	A	A	A
		リスクへの対応方策(防止策、非常時の対応マニュアルなど)	・災害対応マニュアルを策定。今後マニュアルの周知、マニュアルに基づき整備を予定	A	A	A
		リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)	・保険に加入し、賠償責任が問われる事案に対応。	A	A	A
		区分評価			A	
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること	地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	・小学校に出向き、教員を対象に研修や、児童・生徒を対象に授業を行う。 ・地域の専門学校、大学等の実習生受け入れ	A	A	A
		地元での資材等の調達	・地元の業者に発注	A	A	A
		地元での社会活動等への参加	・地域の手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座で講師として参加。	A	A	A
		その他地元への貢献に関すること	・岐阜市内乳幼児の聴力検査の実施。	A	A	A
		区分評価			A	

## 6. 指定管理者の取組みに対する自己評価(良否、課題と解決策など)

<p>今期の取組みに対する評価</p>	<p>【努力した点】            年度当初から新型コロナウイルスによる休園要請(4/13～5/6)、さらなる休園延長(～5/22)となり利用者を不安にさせる状況になったが、利用者(児・保護者)がペースを崩さないよう以下のように工夫をした。            1)園児や保護者に記事を送ってもらいクラス新聞を作成して郵送し、親子のコミュニケーション機会を増やす。            2)メールや電話でやりとりし、文字に触れる機会を設けたり、聴覚を活用する機会にする。            3)マスクが必須となり、難聴児にとって過ごしにくい環境への対策などを提案する。            また、外部講師を招いての研修が困難となったため、web開催となった研修を利用し、職員の指導技術を向上させる機会とした。また普段の指導時の合間に行っている指導教材の作成等に時間を当て、療育が再開できる準備をした。            新型コロナへの具体的な対策について、療育部門・診療部門とも嘱託医に意見を求め、岐阜大学医学部の感染症専門医の意見を参考に、園としての対策を早期に作り、市障がい福祉課と相談の上、5/7から診療を再開した。療育部門についても、障がいの特性上、あるいは年齢的なことからマスクの装着が難しいため、職員の健康管理を徹底すること(一日3回の検温、咳、味覚異常のチェック)、利用者の健康状態を把握することなどの安全対策をし、療育を再開することができた。            当初予定していた外部講師による講演会や講座、救命講習会、交流会、終了会、オリエンテーション等、利用者の安全を第一に考え、大勢が集まるものは延期、または中止とした。            診療所に来園する重複障がい乳幼児の検査(ASSR)の安全性を担保するために、耳鼻科嘱託医の助言を得て、パルスオキシメーターを備えた。            きこえクラスは23名でスタートしたが、距離的な問題に加え、新型コロナの不安も重なり7月に2名が退園した。この2名については、地域での療育に移行できるよう地元の事業所への支援を行うこととした。            8月には相談を繰り返した結果、3名がきこえクラス入園となり、計24名の在籍となった。            ことばクラスについては、10名でスタートし、のべ8回の体験療育後、4名が入園し、計14名となった。</p> <p>【反省点】            休園要請により診療日が減ったこと、新型コロナの影響で医療機関からの精査依頼が減ったこともあり、診療所検査総数が前年同期と比べて減っている。診療所の存在・早期発見の重要性を地域の事業所・センターにアピールし、検査数増に繋げたい。また診療所を併設しているメリットを活かし、難聴発見から療育開始までを丁寧に行い、園児増加を図りたい。</p> <p>【自己評価】            今期も入園前の方、在園生、卒園生に対する様々な形の支援を工夫することができた。また、センターとして小学校、保育所や地域の事業所にも支援の役割を果たせた。その一方、ことばクラス園児数の新規入園が4名に留まっている点で努力が足りない。</p>
<p>前回までの意見を踏まえた取組み状況</p>	<p>言語聴覚士の補充を行い、適切な人員配置を整えることができた。            資格を有する職員を安定的に確保するため専門学校の生徒の見学希望者の受け入れや、聾学校の教員の研修見学、大学病院の小児科研修医の見学実習の受け入れを行い関係機関との連携を図った。</p>
<p>今後の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことば体験療育のお誘いを増やし、ことばクラスの利用者増を図りつつ、様々な障がいにも対応できる職員を育てていきたい。</li> <li>・アフターコロナといわれる状況に対応しつつ、普段の療育が当たり前に行える環境を整えていきたい。</li> <li>・上半期に延期とした行事について、新型コロナの状況を見ながら行えるよう調整・準備をしていきたい。</li> <li>・地域の事業所・学校等への支援を行い、センターとしての役割を果たしたい。</li> </ul>

## 7. 所管課の意見

・新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、施設職員の有する専門知識を活かし、利用者が通う幼稚園、保育所への訪問や卒園生が学ぶ地域の学校への支援など、回数は減ったものの関係機関と連携をとり地域の療育施設の中核を担う児童発達支援センターとしての役割を果たす取り組みが実施されていることは評価できる。  
 ・有資格者の配置について、最低基準を満たし業務に支障はなかったものの提案より少ない人員配置となった期間があった。現在は適正な配置がなされているが、今後は資格を有する職員を迅速に確保することができるよう、関係機関との連携をさらに深め、人材育成を行うとともに適切な人員配置に努められたい。  
 ・利用促進、利用者増については、聴覚障がい以外の発達障がい児や重複障がい児に対応できる職員の育成を図ると共に関係機関との連携、市民への広報、啓発に取り組まれたい。

## 8. 指定管理者評価委員会の意見

所管課の意見のとおり、管理運営されている。